



「信州割 SPECIAL」支援金等の 不適切受給事案について公表します

虚偽の申請等により「信州割 SPECIAL」の支援金等を不適切に受給していた事案を公表します。
今後も不適切受給事案が判明した場合は、厳正に対処します。

1 支援金等の不適切受給事案

(1) 施設名

旅館はくら (下高井郡山ノ内町) 旅の宿初の湯 (下高井郡山ノ内町)

(2) 事案の概要

当該施設が、架空の宿泊者を上乗せするなどして、実際より多くの宿泊数を申請し支援金等を過大に受給していた。

(3) 経緯

令和5年春頃、当該施設において「信州割 SPECIAL」の不適切な取扱いがあるとの情報が寄せられ調査を実施。その結果、当該施設の支援金申請の中に、宿泊の事実が確認できないもの、申請内容と実際の宿泊実績が異なるものなどの不適切な申請があったことが判明した。

(4) 不適切な受給額

旅館はくら : 26,243,000 円 (※当該施設から返還予定)

旅の宿初の湯 : 3,459,238 円 (※当該施設から返還済み)

2 観光クーポンの不適切利用事案

(1) 事案の概要

県内の宿泊施設において、当該施設に勤務していた従業員が、私的に利用していた。

(2) 経緯

当該施設が配布したクーポンに不自然な利用履歴があったため、施設に照会したところ、従業員が不適切に利用していたことが判明した。

(3) 不適切な受給額

2,054,107 円 (※当該施設から返還済み)

(参考)「信州割 SPECIAL」の概要

令和3年7月6月～令和5年6月にかけて、長野県内の宿泊または日帰り旅行の割引補助とともに、旅行中に利用可能な観光クーポンを配布した誘客促進事業。

